

(審査案件第45号)

答 申

第1 審査会の結論

「平成9年度県単調査(道路改良)設計業務委託(主)伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草(4)報告書のうち、計画交通量の決定に関する部分及び将来交通量の推計に関する部分」を対象文書として特定し、全部公開をした処分は妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成15年(2003年)11月16日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

『1 主要地方道伊那生田飯田線道路改築事業(駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利工区)の計画設計における計画交通量の決定に関する下記①～②の公文書

① 計画交通量決定はどのように行ったか、そのプロセスを示す全ての公文書

② 計画交通量決定の根拠に係る全ての公文書』(以下「請求1」という。)

『2 主要地方道伊那生田飯田線道路改築事業(駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利工区)の道路計画における将来交通量の推計に関する下記①～③の公文書

① 将来発生集中交通量の推計方法と採用した具体的数値に関する全ての公文書(引用したものは、出典の名称と頁の表示)

② 将来分交通量の推計モデルと採用した具体的数値に関する全ての公文書(引用したものは、出典の名称と頁の表示)

③ 将来配分交通量の推計の手法と採用した具体的数値に関する全ての公文書(引用したものは、出典の名称と頁の表示)』(以下「請求2」という。)]

- 2 平成15年12月2日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、この請求に対し、「平成9年度県単調査(道路改良)設計業務委託(主)伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草(4)報告書のうち、計画交通量の決定に関する部分及び将来交通量の推計に関する部分」(以下「本件公文書」という。)を対象文書として特定し、全部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 異議申立人は、本件決定に対し平成16年1月25日付けで、対象文書の特定

が不十分であることを理由として本件公文書以外の公文書の公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 本件請求は、主要地方道伊那生田飯田線吉瀬～日曾利工区における計画交通量及び将来交通量の決定に係る文書の公開を求めたものである。

通常、特定の道路ないしは区域における将来交通量や計画交通量の算定にあたっては、計画において必要な基本的な共通した根拠を示す取り扱い基準、マニュアルなどがあるはずであり、これには計画決定までのプロセス、計画の前提条件、将来交通量の推計や計画交通量の決定などについて、取り扱い基準等が示され、全県的に組織的に長野県の道路整備計画に用いられていると思われる、本件決定により示された以外の文書が存在するはずである。

2 請求1は、主要地方道伊那生田飯田線吉瀬～日曾利工区において、計画交通量とした具体的数値とこれに至る具体的根拠について、上記の取り扱い基準等中の明記されている部分の写しの交付を求めたものである。

3 請求2は、主要地方道伊那生田飯田線吉瀬～日曾利工区における道路改良事業の計画において、その将来発生集中交通量等の推計方法及び当該推計に用いた具体的数値に関し、上記の取り扱い基準等中のいかなる条件を用いたのか、又いかなる算式、数値を使用して推計したのか、について明らかになる文書の公開を求めたものである。

例えば、公開された報告書中には、交通量の推計手法としてQ-V式・転換率式併用方法を用いた旨記述され、その結果H22年の推計交通量として5,557台/日との結果が記載されている。しかし、QV条件等の具体的数値や上記取り扱い基準等中の適用条件などの記載はなく不十分である。

4 仮に、実施機関が具体的数値等根拠となる文書を保管していないとしても、実施機関は業務委託者として受託者に対し再度根拠等に関する文書の提出を求め、本件請求に対応すべきである。

5 本件の異議申し立てを行った後、本件実施機関より「長野県設計業務共通仕様書 平成8年 長野県土木部」、「道路投資の効果分析手法の検討 平成8年度」の抜粋文書及び本件請求に係る関連か所を記載した連絡文を提供されたが、本件請求は単に長野県の一般的な仕様書、取り扱い基準等を公開することを求めたものではない。計画交通量の推計値は何か。その数値を決定する具体的プロセス、前提条件、採用した具体的算定式（一般式ではなく、この事業計画に用いた具体的な算定式）、算定式中の具体的係数などの根拠を、上記の連絡文とともに提供された抜粋文及びその他の文書の何ページのどの数値を用いたものか、その具体的

な根拠を公開することを求めたものである。

第4 実施機関の主張の要旨

- 1 本件請求は、「主要地方道伊那生田飯田線道路改築事業（駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利工区）の計画設計における計画交通量の決定に関する公文書」及び「前記事業の道路計画における将来交通量の推計に関する公文書」を対象とするものであるから、当該事業区間を含む調査業務委託報告書の該当部分を対象文書として特定し、その全部を公開したものである。
- 2 異議申立人は、「長野県が道路整備計画を策定する場合には、どのような手順、手続き、方法で行うかを定めた取り扱い基準等があるはずであり、これには計画決定までのプロセス、計画の前提条件、将来交通量の推計や計画交通量の決定などについて、取り扱いの基準等が示され、全県的に組織的に長野県の道路整備計画に用いられていると思われ、本件決定により示された以外の文書が存在するはずである。」と主張する。

しかし、本件請求の文面からは、長野県が道路整備計画を策定する際に用いる一般的な取り扱いの基準等が示された文書が当該請求に含まれる、ということを読み取ることはできないことから、本件決定時にはこれらの文書を対象外としたものである。

なお、本件決定後、異議申立人の主張に配慮し「長野県設計業務共通仕様書 平成8年 長野県土木部」、「道路投資の効果分析手法の検討 平成8年度」の抜粋文書及び本件請求に係る関連か所を記載した連絡文を、平成16年4月1日付けで提供した。
- 3 本件決定にあたり、保存している関係文書は全て公開しており、異議申立人が主張する将来交通量等の推計過程で用いた具体的数値が記載された文書は保存していない。
- 4 以上のとおりであるから、異議申立人の主張には理由がなく、本件処分を維持することが妥当と考える。

第5 審査会の判断理由

- 1 本件異議申立てについて
本件異議申立ては、(i)本件実施機関により行われた本件請求にかかる対象文書の特定が誤りであるとの主張、及び(ii)本件決定により公開された文書以外にも文書が存在するはずであるとの主張であるので、当審査会はこの点に関し審査した。

2 対象文書の特定について

本件請求は郵送によりなされたものであり、当該請求書には「主要地方道伊那生田飯田線道路改築工事（駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利工区）の計画設計における計画交通量の決定に関する下記①～②の公文書」（請求1）、「主要地方道伊那生田飯田線道路改築工事（駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利工区）の道路計画における将来交通量の推計に関する下記①～③の公文書」（請求2）との柱書の下に、それぞれ請求1については①及び②、請求2については①ないし③としてより具体的な請求事項が記載されていることが認められる。

実施機関は、請求の内容が明確であったことから、当該請求に対応する主要地方道伊那生田飯田線道路改築工事（駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利工区）の計画設計における計画交通量の決定及び道路計画における将来交通量の推計が記載されている「平成9年度県単調査（道路改良）設計業務委託（主）伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草（4）報告書のうち、計画交通量の決定に関する部分及び将来交通量の推計に関する部分」を特定したことが認められる。

これに対し、異議申立人は、長野県が道路計画を決定するまでのプロセス、計画の前提条件、将来交通量の推計や計画交通量の決定などの一般的な取り扱い基準等が示された文書も本件請求の対象文書となる旨主張する。しかし、郵送による請求であったこともあり、本件請求に対する対象文書特定の判断としてこれらを対象文書に含むものとして特定することは困難であったと思われる。

請求書の記載から、「平成9年度県単調査（道路改良）設計業務委託（主）伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草（4）報告書のうち、計画交通量の決定に関する部分及び将来交通量の推計に関する部分」を対象文書として特定した本件実施機関の判断に誤りはない。

3 公開された文書以外の文書の存否について

ア 実施機関は、本件決定後、上記の異議申立人の意向を受けて、「長野県設計業務共通仕様書 平成8年長野県土木部」及び「道路投資の効果分析手法の検討平成8年度」の該当部分を追加的に公開していることが認められる。これに対して、異議申立人は、主要地方道伊那生田飯田線道路改築工事（駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利工区）の計画設計における計画交通量とした具体的数値とこれに至る具体的根拠、及び主要地方道伊那生田飯田線吉瀬～日曾利工区における道路改良事業の計画における将来発生集中交通量等の推計方法及び当該推計に用いた具体的数値に関し、追加的に公開された部分を含めて、公開された公文書以外の文書が存在する旨主張している。

イ 当審査会が実施機関より聴取したところによれば、平成9年度当時、本件請

求に係る文書として本件公文書のほか「平成9年度県単調査（道路改良）事業（主）伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草（4）設計書」が作成されていたが、当該設計書は保存期間が3年とされていたため、平成10年度から起算して3年を経過した平成13年度中に廃棄され、現在保存されていない。

もともと、一般的に業務委託を行う際に作成される設計書には、積算設計書、入札関係書類、検査関係書類、支払関係書類等が含まれ、そのうち積算設計書中の特記仕様書において発注業務の内容が示される場合があるが、通常、業務に関する情報については、報告書に集約されるものであり、報告書よりも詳細な情報の記載がなされていることはない。

従って、仮に「平成9年度県単調査（道路改良）事業（主）伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草（4）設計書」が保存されていたとしても、本件公文書に記載された以上に、異議申立人が求める情報が記載されている可能性は低いものと考えられる。

ウ さらに、当審査会では、本件公文書及び「平成9年度県単調査（道路改良）事業（主）伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草（4）設計書」のほかにも、異議申立人の主張する、より詳細な具体的数値等の記載された文書の作成、取得、保存の可能性を審議した。

まず、平成15年度に実施された「平成15年度国補橋梁整備（地方道）設計業務委託（主）伊那生田飯田線駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利（2）報告書」において同種の業務が行われていたことから、当該報告書の記載事項を確認した。

当該報告書は、第1章 業務概要（1ページから4ページ）、第2章 条件整理（5ページから8ページ）、第3章 交通量推計（9ページから30ページ）、第4章 費用便益分析（31ページから63ページ）の項目で構成され合計63ページに及ぶ。

この内、第1章中においては業務フローが作成され、これにより当該業務の流れを把握することが可能である。また、第2章においては当該業務の対象地の特性や周辺道路の状況が確認されるとともに、対象地における各道路の交通量が記載されている。さらに、第3章では交通量推計の推計手順から、推計方法、推計に用いる計算式及びパラメーター、計算式に当てはめる具体的数値等が記載されている。

これに対し、「平成9年度県単調査（道路改良）設計業務委託（主）伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草（4）報告書」は、1 対象路線から9 費用便益分析、その他チェックリスト、建設省提出書類等の11項目で構成され、総ページは31ページである。この内本件請求の対象とすべき部分は1 対象路線、2 調査対象道路網、3 交通量推計、チェックリストの部分であり、合計8ページである。

両者を比較すると、「平成9年度県単調査（道路改良）設計業務委託（主）伊那生田飯田線 駒ヶ根市吉瀬～中川村大草（4）報告書」は、「平成15年度国補橋梁整備（地方道）設計業務委託（主）伊那生田飯田線駒ヶ根市吉瀬～飯島町日曾利（2）報告書」よりも簡易な記載となっており、さらに推計に用いた具体的数値等の記載は著しく少ないことが確認できた。

同種の業務であるにもかかわらず各報告書の記載内容及び程度が異なる理由について本件実施機関より聴取したところ、平成9年度当時は推計結果及び報告結果が重視され、さらには業務の執行手順や推計方法については「長野県設計業務共通仕様書 平成8年 長野県土木部」、「道路投資の効果分析手法の検討平成8年度」等により決められていたので、推計過程において用いた具体的数値等については報告を求めないこともあったとのことである。

エ 以上の点を踏まえ、当審査会では、通常、異議申立人の主張するような詳細な具体的数値等の記載された文書等は事業「報告書」として作成されるものであり、「報告書」以外にそれらの具体的数値が記載された文書を取得、作成、保存していることはないとする実施機関の主張に特段不合理な点はなく、また、平成9年度当時の報告内容が平成15年度の報告内容よりも簡易なものである点についても、業務上の必要性の変化に照らせば不当なものとはいえないものと判断した。

なお、異議申立人は、実施機関が具体的数値等根拠となる文書を保管していない場合、実施機関は業務委託者として受託者に対し再度根拠等に関する文書の提出を求め、本件請求に対応すべきであるとする。確かに、請求内容によっては、政策上行政の説明責任の観点から、こうしたことを含む何らかの対応が好ましいといえる場合もあるが、本件の場合、かかる文書を委託業者が改めて調整、作成し、提出することが委託の範囲に含まれるとは認められず、また基本的に、本条例は実施機関が現に管理する文書を対象とするものであることから、こうした対応を予定するものであるとはいえない。

4 まとめ

以上の通りであるから、審査会の結論の通り、判断する。

第6 審査経過

平成16年(2004年)	4月30日	諮問
	5月12日	審議
平成17年(2005年)	7月25日	実施機関からの意見聴取
平成18年(2006年)	2月24日	審議
	3月24日	審議終結